

財政補助なしの「年収 130 万円の壁」対策

八田 達夫

公益財団法人アジア成長研究所

Working Paper Series Vol. 2025-03

2025年3月

The view expressed in this publication are those of the author(s) and do not necessarily reflect those of the Institute.

No part of this article may be used or reproduced in any manner whatsoever without written permission except in the case of brief quotations embodied in articles and reviews. For information, please write to the Institute.

Asian Growth Research Institute

財政補助なしの「年収 130 万円の壁」対策

八田達夫[†]

要旨

給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えると社会保険料を妻自身で納めなければならなくなるために、世帯の手取額が急減することは、「130 万円の壁」と呼ばれている。本稿は、政府による財政支援なしにこの壁を取り除くことが可能であることを示す。具体的には、給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えた場合、夫の雇用先に「卒扶養手当」の支給を義務付けることによって、雇用先の利益も、この世帯の手取りも、共に増加させ続けられることを示す。さらに、そのために必要な、日本年金機構と夫の雇用先との間の財務調整を明らかにし、それを可能にするために政府が整備すべき制度および税制を提案する。

Key Words: 年収 130 万円の壁、卒扶養手当、社会保険料、年金、健康保険、消失控除

JEL Code: H24, H31, J32, J38

はじめに

厚生年金に加入している給与所得者の妻の年収が 130 万円未満であれば、妻は被扶養者として、夫が加入する健康保険のサービスと厚生年金からの基礎年金とを、追加の保険料なしで受けることができる¹。しかし、妻の年収が 130 万円を超えて扶養を卒業すると、彼女自身が社会保険料を負担しなければならなくなるため、世帯全体の手取りが減少する²。これが「130 万円の壁」である。

[†] アジア成長研究所理事長

¹ 給与所得者の配偶者という代わりに、給与所得者の妻と言うのは、説明の短縮化のためである。ここでの説明は、妻が夫を扶養する場合にも同様にあてはまるから、その場合は、妻と夫を交換して解釈していただきたい。

² ただし、勤務先が従業員 51 人以上などの一定の条件の下では、妻の年収が 106 万円以上になると、妻自身が社会保険に自身が加入する義務が生じる。しかし 130 万円以上になると、そのような条件なしに全ての妻が扶養から外れるため、自身の加入義務が生じるため、本稿は「130 万円の壁」に焦点を当てる。本稿の改革案を適用するときには、現行の 106 万円の壁を廃止することも、考えられるし、全ての妻に対して社会保障への加入を 106 万円で義務づけることも考えられる。後者の場合は、本稿の案の基本的考え方は 106 万円に対して適用できる。

立憲民主党は、この壁を取り除くために、政府が妻に対する「就労促進支援給付」を支給する提案をしている³。この案は、配偶者特別控除の消失控除のように、妻の収入が増加するにしたがって、世帯の手取りをスムーズに増加させ続けるもので、壁を取り去る策としては、優れた特質を持っている。ただし、この提案は、追加の財政支出を前提として設計されている。

また、予算採決に向けた自民・公明・維新の三党合意で、「130万円の壁」による働き控えの解消のため、すでに「106万円の壁」に関して講じられているキャリアアップ助成金と同様の仕組みを導入する方針が合意された。この立憲民主党案のヴァリエーションも、財政支出を前提とした制度案である。

それに対して本稿は、この壁を取り除くために、妻の夫の雇用先が、「卒扶養手当」を夫に支払う制度にすることを提案する。この手当は、妻の年収が増えるにつれて、この世帯の手取りが上昇し続けるように、夫の雇用先が夫に対して支給するものである。具体的には、妻の年収が130万円を超えた時点では妻の保険料納付額を還付する額を支給するが、年収が増加するにつれて減額していく手当である。

この手当も、「就労促進支援給付」と同様に、妻の収入が増加するにつれて、世帯の手取りを増加させ続けるし、夫の雇用先の利益も増加し続けさせる。しかし、究極的な財源が、妻が新たに支払う保険料であるため、「就労支援給付」と異なり、追加の財政支出が不要である。

以下では、卒扶養手当のうち、健康保険料と基礎年金料のそれぞれに対応する部分の設計を説明したあと、その実現のために政府が整備すべき制度と税制を論じよう。

I 卒扶養手当の要素分解

健康保険料への消失手当

最初に健康保険料が作り出す壁解消のための手当を考えよう。

まず、扶養を卒業した妻が、国民健康保険（市町村国保）に入る場合を考えよう。

妻が扶養を卒業した時点で、夫の雇用先は、妻が払い始める保険料に等しい10.2万円の手当を夫に支給して、その時点における保険料負担を相殺する。その後、妻の収入が1万円増えるごとに、この手当額を例えば1500円ずつ減らした額を支給するとしよう。このようなタイプの手当を「消失手当」と呼ぶ。

この消失手当の下では、妻の年収が130万円達した時点で、国保に加入した妻の世帯の手取額は減少せず、さらに、年収が1万円増えるごとに手取額は8500円ずつ増える。したがって、妻の収入が増えるにつれて、世帯全体の手取り額は増加し続けるので、健康保険料による130万円の壁は除去される。

³ 立憲民主党ウェブサイトの記事「「年収の壁」等を給付で埋める「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を提出」(https://cdp-japan.jp/news/20240221_7376)および、「「130万円の壁」等を給付で埋める「就労支援給付制度の導入に関する法律案」を再提出」(https://cdp-japan.jp/news/20241113_8487)を参照。

一方、妻が扶養を卒業すると、その時点で夫の雇用先の健保組合（「協会けんぽ」なども含めて）は、妻への医療保険サービスを給付しなくて済むことになるが、卒業前の妻に対して健保組合が負担していた医療サービスの平均給付額は、夫に支給し始める手当額の年 10.2 万円より高い⁴。したがって、妻の卒業によって夫の健康保険組合の給付支出の節約額は手当額を上回るから利益は向上する。

次に、扶養を卒業した妻が、彼女の雇用先の健康保険組合に加入する場合には、健康保険料は国民健康保険料より低いから、上の手当で働き続けるインセンティブが充分得られる。

したがって、上記の手当は、妻が国民健康保険に加入しても自身の勤め先の健保組合に加入することになっても、税による追加の財政的補助なしに、健康保険料による 130 万円の壁を崩してくれる。

図 1 の実線は妻の扶養卒業によって夫の健保組合の医療給付支出が一気に減ることを示している。なお、妻への医療保険給付の平均額は、年収 130 万円における妻が払う国民健康保険料（約 10.2 万円⁵）より高いので、この図の縦軸における支出線の日盛りは、 $10.2 + \alpha$ 万円としてある。一方、この図の点線は、上記の手当支給後の妻に対する健保組合の支出を示している。（なお、 $10.2 / 0.15 = 68$ だから、妻の年収が 198 万円になった時、手当額は 0 になる。）この点線は、この手当を支給しても、夫の健保組合の支出は、妻の年収の増加とともに減り続けることを示している。

年金保険料への消失手当

次に、基礎年金保険料がもたらす壁の解消について考えよう。

現行制度の下では、給与所得者の妻が被扶養者であると、対価を支払うことなく基礎年金の受給が可能であるが、扶養を卒業した妻は、①国民年金に加入するか、②雇用先の厚生年金組合員となり、保険料を払うことになる。

まず、扶養を卒業した妻は、国民年金に加入する場合には、日本年金機構に、年 20.4 万円の国民年金保険料を払うことになる（金額は 2024 年度）。この結果、年金機構の収入は、彼女が支払う新たな国民年金保険料の分だけ増える。一方、年金機構による基礎年金（この

⁴ 子育てが一段落した 45 歳から 55 歳の一人あたり平均医療費は、14 万円から 18 万円の間であり、平均が 10 万円を下回るのは、20 歳代のみである。以下の p.17 を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/22/dl/data.pdf>

この理由は、次の通りであると考えられる。まず、国保保険者による医療サービス供給額は、その収入にほぼ等しい。一方、この収入は、加入者が支払う保険料と政府負担の合計である。したがって、この国保保険者の平均的な医療サービス供給額は、平均的国保保険料より高い。つぎに平均的な国保保険料は、低所得者である年収 130 万円の人の国保保険料より高い。したがって、平均的な医療サービス供給額は、卒扶養したばかりの妻が払う国保保険料である 10.2 万円より高い。

⁵ 国民健康保険料の試算には、2024 年度の渋谷区の保険料率を用いた。年齢は 40 歳未満、で世帯主の給与所得は、減免を受けられない水準であるとした。渋谷区ウェブサイトの「保険料試算」(https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kenkohokenryo/hokenryo_shisan.html) を参照のこと。

場合は国民年金という名称になる)の給付額は不変なので、その利益は増える。このため、年金機構は、新たに保険料を支払う妻に、増えた収入の一部を還付しても、利益を増やすことができる。

そこで、年金機構は、扶養を卒業した妻が支払い始める国民年金保険料に等しい20.4万円を、その時点で妻に還付し、その後、妻の収入が1万円増えるごとに、この還付額を例えば3000円ずつ減らす消失還付を支給することにしよう。

この還付が行われれば、妻の年収が増えるにつれて、世帯全体の手取り額は増え続ける。扶養を卒業した時点では、妻が払い始める健康保険料の全額が補填され、年収がさらに1万円増えるごとに、世帯全体の手取り額は7000円増えるからである。このため年金保険料による「壁」は除去される。

なお図2の実線は、妻が支払う国民年金保険料から年金機構が得る収入を示している。妻の年収が130万円を超えると収入は突然上昇している。

図2の点線は、上記の消失還付が導入された後で年金機構が妻から得る純収入を示している。(なお、 $20.4/0.30=68$ だから、妻の年収が198万円になった時、還付額は0になる。)年金機構の、手当を払った後の純保険料収入は、妻の年収の増加とともに増え続けている。

次に、扶養を卒業した妻が雇用先の厚生年金に入った場合にも、払い込んだ年金保険料およびそれと同額の雇用先負担分が、雇用先から年金機構に納められる。しかも、将来基礎年金が給付される時点では、給付額の半分が国庫負担される。したがって、年金機構は、増えた収入の一部を消失還付できる。妻が自身の雇用先に払う保険料は、国民年金保険料より低いから、国民年金に勧誘した場合と同額の還付額で充分であり、年金保険料による130万円の壁はやはり取り除かれる。

つまり上の方式の還付は、妻が国民年金に加入しても厚生年金に加入することになっても、税による追加の財政補助なしに、年金保険料による103万円の壁を崩してくれる。

夫の雇用先が一括して支払う卒扶養手当

ところで、年金機構が妻に与える消失還付は、夫の企業に委託して夫に代行支給してもらうことができる。具体的には、夫の企業が年金機構に定期的に納付している夫の保険料の額を消失還付の額だけ差し引けば済む。そうすると、夫の企業は、夫に対して、扶養を卒業した妻の健康保険料の一部を直接的に還付するだけでなく、妻の基礎年金の一部も間接的に還付できることになる。

扶養を卒業した妻に対して、彼女が払う健康保険料と年金保険料の両方について、夫の企業が代行分も含めて支払う消失手当が「卒扶養手当」である。妻の年収が130万円に達した時点で、合わせて30.6万円(=10.2+20.4)の卒扶養手当が支給され、その後、彼女の所得が1万円増えるごとに、4500円(=1500+3000)ずつ手当額が減らされる。結果的に、年収が198万円になった時点で、この手当額は0になる($30.6\div 0.45=68$ だから)。図3が示すように、彼女が年収130万円を超えて働き、収入を上げていくにつれて、世帯全体の収入は、増え続ける。このため、健康保険料についても基礎年金保険料についても壁は消える。

卒扶養手当を賄うために、税財源を一切用いないことが、立憲民主党案との際立った違いである。

企業による卒扶養手当を可能にする制度

卒扶養手当を可能にするために必要な制度改革は次の2つである。

第一は、年金機構が妻に与える消失還付を、夫の雇用先の健康保険組合（や雇用先が属している協会けんぽなどの保険者）に代行支給してもらう制度を整えることである。そのためには、夫の雇用先の健保組合が、年金機構に定期的に納付している夫の保健料の額を、消失還付の額だけ差し引けるようにする必要がある。その際、夫の雇用先は、妻の年収が消失手当支給対象額の範囲内にあるときには、彼女がどこの社保機関に保険料を払っているかを問わずに、自動的に年金機構への納付額を減らす制度にすればよい。こうすることによって、健保組合が支給する卒扶養手当の原資とすることができる。

第二は、卒扶養手当を非課税にすることである。もし、この手当が夫の所得としてみなされ、夫の高い所得税率がかけられれば、妻の労働意欲は抑制される。一方で、妻の低い所得税率による税を、夫の雇用先で源泉徴収しようとする、税収が低いにもかかわらず、徴税が複雑になる。卒扶養手当を、通勤手当のように非課税にすれば、徴税実務を簡素に保てるメリットがある。（なお、卒扶養手当を非課税にしても、扶養を卒業した妻は、（卒扶養手当以外の）増加した年収に対して所得税を払うから、彼女の卒業によって、税収は増える。）

II 「卒扶養手当」の財源は、妻が新たに払う保険料

卒扶養手当を支給するために、政府による財政支援が不要なのはなぜだろうか。

「卒扶養手当」の各主体への効果

卒扶養手当は、各主体に対して具体的に次の効果を及ぼす。

- ① 扶養を卒業する妻の**世帯**の手取りは、妻の収入が増えるにつれて単調に増加するから、130万円の壁が取り除かれる。
- ② 夫の雇用先の**健保組合**の「最終利益」は、妻の収入が増えるにつれて増える。まず、保険料収入は不変なのに、医療サービスの支出のみが減るから、健保組合の「手当支給前利益」は増える。この「手当支給前利益」から手当支給分を差し引いたものが保険組合の「最終利益」であるが、妻の収入の増加に伴う「手当支給前利益」の増加額より、手当支給分の増加額は小さく設定されるから、「最終利益」は増加する。
- ③ 卒扶養した妻が雇用先の健保組合に加入する場合にも国民健康保険に加入する場合にも、**妻の新たな保険者**(雇用先の健保組合や市町村)の利益は、基本的に増減しない。医療サービス支出は新規加入分だけ増えるが、保険料や政府負担分も新たに増えるからである。
- ④ **年金機構**の「最終利益」は、妻の年収が増えるにつれて増える。まず、将来この妻に支給する基礎年金額は不変なのに、卒扶養した妻から直接・間接に得る保険料収入および政府負担分が増えるから、「手当支給前利益」は増える。この「手当支給前利益」から手当(=還付)支給分を差し引いたものが年金機構の「最終利益」であるが、妻の収入の増加に伴う「手当支給前利益」の増加額より、手当支給分の増加額は小さく設定されるから、「最終利益」は増加する。

- ⑤ **政府**は、卒扶養手当の財源のための支出は一切しない。その一方で、妻が 130 万円を超えて働き出すため、彼女が払う所得税収が増える。したがって次が起きる。
- (1) 扶養を卒業した妻が、自身の雇用先の健保組合に入る場合には、卒扶養によって、政府の財政収支は改善する。
 - (2) ただし、扶養を卒業した妻が国民健康保険に加入する場合には、彼女の国民健康保険料の政府負担分の支出が増える。この場合には、政府負担分支出が所得税収増を超えて、両者を併せた政府の収支が悪化する可能性がある。ただし、政府負担分がもたらし得る財政収支の悪化は、130 万円の壁をどのように取り除こうと、発生するのであり、壁を取り除く方法がもたらすものではない。
- なお、妻の収入が上がって所得税収が高まるとともに、雇用先の健保組合に入る可能性が高まるから、税収の増加のほうが、(2)で指摘した国民健康保険料の政府負担分を超えて大きくなる可能性が高まる。

現行制度による急な所得再分配の緩和化

卒扶養手当の各主体への効果の分析は、卒扶養手当の財源が、妻が新たに払う保険料だけで済む理由を明らかにしてくれる。

現行制度の下では、妻の年収が 130 万円を超すと、健康保険料や年金保険料などを新たに払い始めなければならなくなるから、妻の世帯の負担は一気に増える。すなわち、妻の年収は増えるにもかかわらず、世帯の手取り所得は急減する。他方、年金機構・健康保険組合・協会けんぽ、雇用先企業などの「社会保険サービスを提供あるいは保険料を徴収する機関」（以下「**社保機関**」）全体の総利益はその分急増する。社保機関全体は、以前と全く同水準の医療サービスと基礎年金サービスを提供し続けるにもかかわらず、その総収入は、妻が新たに支払う保険料の分だけ急増するからである。

社保機関全体としては、この急増した保険料収入の一部を還付しても、利益を増やし続けることができる。この還付を、夫の雇用先の企業がまとめて支給するものが「卒扶養手当」である。この還付方式によって、追加的な財政措置をすることなく、社保機関の利益増を確保しながら、この世帯の手取りをスムーズに増やしていき、130 万円の壁を取り除くことができる。

結局、現行制度下では、給与所得者の妻が扶養を卒業すると、妻の家計から社保機関全体に、所得の移転が突然行われる。「卒扶養手当」の導入は、この所得移転をゆるやかにすることによって、130 万円の壁を取り除くのである。「卒扶養手当」の財源は、扶養を卒業した妻が新たに支払う保険料に他ならない。

パレート改善の理由

現行制度下では、130 万円の壁のために、年収が 130 万円を一定額超えるまでは、妻は年収が 130 万円未満の水準で働き続けている。

しかし、卒扶養手当の下で妻が 130 万円を超えて働くと、妻の世帯の手取り額が上昇するだけでなく、いずれかの社保機関の利益も増えるが、損をする者はいない状況になる。すなわち、卒扶養手当は、関係する主体間に「パレート改善」（すなわち、誰も損することなく、誰かが得をする状況）をもたらす。

その理由は何であろうか。

まず、扶養を卒業した妻が、国保に入る場合には、その保険者には、国保保険料の政府負担分が入るから、その世帯＋社保機関の利益の総計の上昇の一部は、国からの保険料分担分によってもたらされる。

しかし、仮に扶養を卒業した妻の全員が、雇用先の健保組合に加入したとしても、パレート改善が起こる。一方で、妻の年収が増えると、卒扶養手当額が次第に減額されるが、減額分は、妻の手取額が増えるように調整される。他方で、社保機関全体の利益は、手当の減額分だけ増加する。このために、利益が減少する社保機関はない。しかも、妻の年収の増加は、政府に所得税からの税収増ももたらす。

結局、この卒扶養手当がパレート改善をもたらすことの本質的原因は、妻の年収が増えることにある。卒扶養手当によって妻の年収が増えるが、年収が増えるにつれて、卒扶養手当が当初額から減少するにもかかわらず、世帯の手取り額が増えるからである。

Ⅲ 立憲民主党の「就労促進支援給付」の各主体への効果

本稿で提案した卒扶養手当は、夫の雇用先が、国費による補助なしに、支給するものである。

この手当を、政府が、国費を財源として給付する方式に切り替えよう。この方式は、細かい設定は異なるが、立憲民主党の「就労促進支援給付」案と本質的には同じになる⁶。したがって、この方式を「立憲案」と呼ぶことにする。立憲案は、各主体に次の効果を及ぼす。

- ① 扶養を卒業する妻の**世帯**の手取りは、本稿案と同じになり、130万円の壁は取り除かれる。
- ② 「卒扶養手当」の下で手当を拠出する**社保機関**は、「就労支援給付」の下では、得られた当初利益をそのまま確保できるから、利益はより大きくなる。「就労促進支援給付」は、「卒扶養手当」と異なり、国が支払うので、社保機関が自らこの手当を拠出する必要がないためである。
- ③ **政府**には、まず「卒扶養手当」の下でと同じ財政収支の変化がまず生じる。加えて、「就労促進支援給付」のための支出を政府が賄わなければならない。これは所得税増収額を超えるから、財政収支は悪化する。

結局、「就労促進支援給付」の下では、同額の「卒扶養手当」の下でと比べて、妻の世帯の手取りは同額になるが、社保機関の利益は、国庫負担の分だけ、大きくなる。さらに政府の負担は国庫負担の分膨らむ。

前節までの分析から明らかなように、就労促進支援給付に支払われる政府補助がなくても、社保機関のそれぞれが利益を失うことなく、卒扶養手当を支払うことができる。このため、130万円の壁を除くためには、政府補助は不要なのである。

⁶ 立憲民主党のこの案については、注3を参照のこと。

IV 結論

給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えると社会保険料を妻自身で納めなければならなくなるために、世帯の手取額が急減する。これは、「130 万円の壁」と呼ばれている。

本稿は、政府による財政支援なしに、この壁を取り除くことが可能であることを示した。具体的には、給与所得者の妻の年収が 130 万円を超えた場合、夫の雇用先に「卒扶養手当」の支給を義務付けることによって、この世帯の手取りも、雇用先の利益も共に増加させ続けられることを明らかにした。

扶養から卒業した妻は、健康保険からの医療サービスや基礎年金の額は卒業前と同額を受け取る。一方、基礎年金の財源となる年金保険料と健康保険料を負担しなければならなくなるが、その時点では、これらの新たな保険料を丁度相殺する額の卒扶養手当が給付される。

妻の年収がさらに増えるに伴って、扶養手当額は減少するが、手当の減少額を年収の増加額未満に設定する事によって、妻の世帯の手取り額も増え続ける。一方、卒扶養手当額が減少するため、社保機関全体の利益は増え続ける。このように、壁の除去の結果、妻の世帯の手取りと社保機関の利益が共に増加できるのは、壁の除去がもたらす妻の年収の増加が、手取りの増大と利益の増大との共通の財源になるからである。立憲民主党の「就労促進支援給付」のように、財政支出を財源にしなくても、130 万円の壁は除去できるのである。

さらに本稿では、夫の雇用先がこの手当を一括して支払えるようになるために、日本年金機構と夫の雇用先との間の財務調整を義務づけること、および、卒扶養手当を非課税にすることを提案した。

謝辞

本稿の作成に当たって、原英史氏と西沢和彦氏から貴重なコメントを賜った。また保科寛樹氏と三木陽介氏からは、調査・図表の作成等で協力を戴いた。深く感謝したい。

付論：「卒扶養手当」がもたらす公平性

本稿では、卒扶養手当の導入によって、年収の壁を取り除けることを明らかにしたが、卒扶養手当は、社会保険受給者間の公平性にいかなる影響をおよぼすだろうか。

自営業者と給与所得者の妻の間の水平的公平性

「自営業者の妻は、自身が国民年金の保険料や国民健康保険料を支払っているのに、給与所得者の妻は、130万円を超えても卒扶養手当を得るのは、不公平だ」という批判が出るかもしれない。

しかし妻が130万円の壁の手前に留まっている限り、彼女たちは何の負担もすることなく社会保険の恩恵を得ているのに対し、消失控除が導入されてそれ以上働く場合には、一部を負担し始め、最終的には消失控除がなくなるまで働けば完全に負担するのだからむしろ、現在すでに存在している巨大な負担の不公平は減少する⁷。

独身者と既婚者の間の水平的公平性

現行制度下では、厚生年金に加入している独身者と既婚者の保険料は同じであるから、独身者は既婚者の扶養家族への保険サービスのコストまで負担している。このため、両者の間には明らかな不公平がある。同じことは、健保組合の加入者間の公平性についても言える。

卒扶養手当の導入は、社保機関全体への妻からの保険料収入の増大をもたらすから、手当を支給した後も、社保機関全体の利益が増大する。しかし、これらの機関の利益の上昇は、もともとの厚生年金保険料や健康保険料が設定された過去の時点での1人当たりサービス給付水準の想定を超えるから、それを是正するためにいずれは、厚生年金保険料も年金組合の保険料も引き下げられることになる。卒扶養手当は、このように給与所得者の社会保険料の引き下げを可能にすることによって、最終的には、独身者の負担を引き下げ、既婚者との間を公平化する。

社会保険料の「壁」への抜本的対策

このように卒扶養手当の制度は、自営業者の妻と給与所得者の妻の間の不公平も、独身者と既婚者の間の不公平も縮小する。しかし、完全に除去するわけではない。給与所得者に扶養されている妻への優遇は残るからである。

「社会保険料の壁」への抜本的な対策は、基礎年金や健康保険を税だけで賄う税方式にすることである。基礎年金や健康保険サービスなどを一般的な税でのみで賄うならば、国民全

⁷ なお、現行制度の下では、給与所得者全員も、自営業者全員も結婚しているという仮想的な状況を考えれば明らかなように、自営業者世帯全体と給与所得者世帯全体の間には、基礎年金に関する負担の不公平は一切ない。

しかし、給与所得者も自営業者も、一部が結婚していないとすると、国民年金加入者の間で結婚している人としていない人の間に不公平は存在しないが、厚生年金加入者の間では、結婚していない人がしている人に対して大きな負担をしているという不公平が残る。

てが、保険料を払うことなく、現行と同じように医療費や基礎年金の保険サービスを受けるようになるから、水平的公平は完全に回復する。

同時に、給与所得者の妻の年収が 130 万円を越えても、世帯の手取り額を減らすことにはならない。したがって、基礎年金や医療保険を日本で税方式化すると、給与所得者の妻の労働供給の障害となっている「年収 130 万円の壁」も根本的に取り除かれる。

さらに、基礎年金や健康保険が税方式化すると、すべての加入者の間で、垂直的な再分配が行われるようになる。例えば現在、厚生年金加入者の基礎年金を賄う厚生年金保険料は、所得に比例的であるが、国民年金保険料は、一律の人頭税であり、所得に対して逆進的である。しかし、全ての社会保険が税方式化され、累進的な税で賄われるようになると、保険加入者が所属している社保機関に関係なく、垂直的な公平性も達成されることになる。

図1. 夫の健保組合の妻に対する社保支出
夫の健保組合による妻への支出（万円）

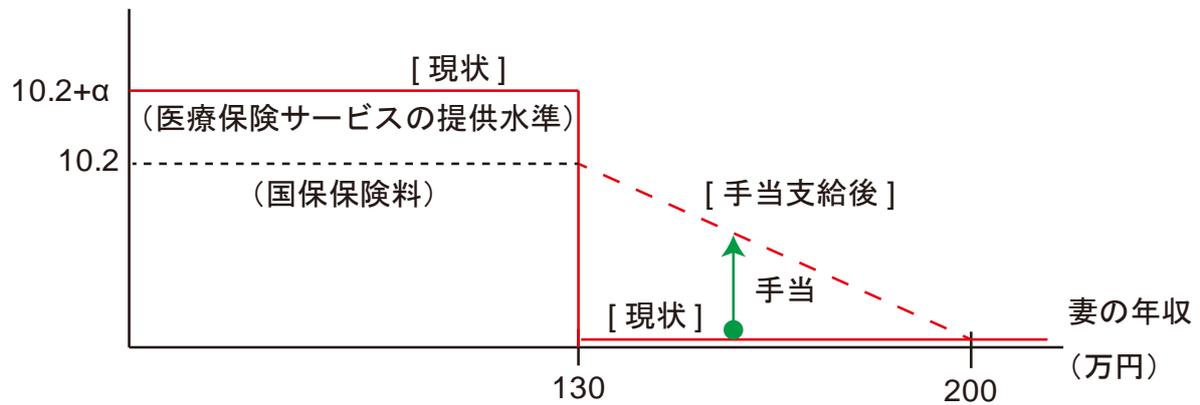


図2. 年金機構が妻から得る純保険料収入
年金機構が妻から得る純保険料収入（万円）

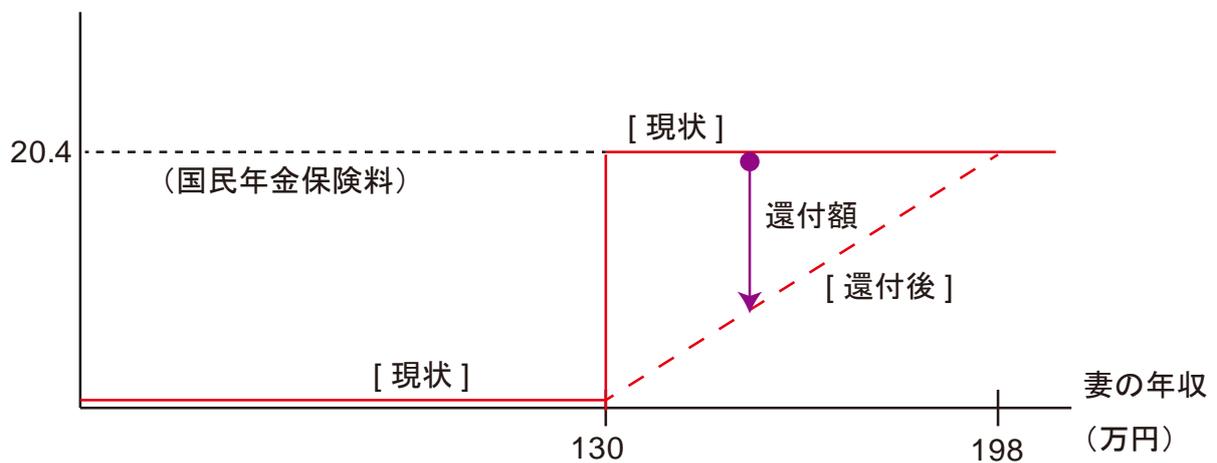


図3. 妻の保険料ネット負担
妻の保険料ネット負担（万円）

